

## 空き家の所有者・管理者の方へ

# 空き家の適切な管理をするために

■詳しくは、呉市ホームページ内「空き家の適切管理情報」ページ  
<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/akiya-tekisetsukanri.html>  
をご覧ください。

※ 空き家所有者の方は、こちらへ。



携帯用QRコード



アンケート用QRコード



### 支援

#### 呉市空き家バンクへの登録

呉市空き家バンクへ登録しませんか。  
空き家を売りたい・貸したいときは、呉市空き家バンクに登録し、購入（賃借）希望者を  
探す方法があります。無料で空き家物件情報をホームページに掲載できますので、ご相談  
ください。また、借主が空き家をリフォームして入居するDIY（セルフ）リフォーム補助事業  
がありますのでお問合せください。

【呉市住宅政策課 0823-25-3394】

#### 空き家家財道具等処分の支援

空き家の所有者が、空き家を売却・賃貸する場合には、家財道具等の搬出・処分に要する  
費用の一部を助成する制度があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。お電話  
ください。

【呉市住宅政策課 0823-25-3394】

#### 危険建物解体補助金の活用

## 危険な空き家になったら

危険建物解体費用の補助を活用しませんか。  
（対象建物） ①市内にある空き家で戸建て住宅、長屋等  
②住宅の不良度と周辺への危険度が基準を超えている建物  
（補助額） 解体工事費の30%かつ30万円以下

【呉市建築指導課 0823-25-3515】



## 手続

### 相続登記

相続登記がされておらず、何十年も経過しているケースがよくあります。相続関係人が増えると、売却や解体等が難しくなりますので、早めの手続をお願いします。

### 固定資産税の相続人届出

土地や建物を所有する方が亡くなられた年内に、法務局で相続登記の手続ができない場合は、「現所有者（代表納税義務者）申告書」の提出をお願いします。  
なお、この届出をされても、登記の名義は変わりません。

【呉市資産税課 0823-25-3214】

## 注意

### 固定資産税・都市計画税の減税措置の解除

固定資産税・都市計画税は、住宅用地について、減税措置が設けられています。適切に管理がされず、勧告された「特定空家等」の土地は、減税措置が解除されて固定資産税等が増額します。

【呉市資産税課 0823-25-3212】  
【呉市建築指導課 0823-25-3515】

## 相談

### 空家等の管理又は活用に関する相談

空家等の適切な管理又は活用について、下記の連絡先へお問い合わせください。市と連携している各種の関係機関及び団体をご案内します。

- ・適切な管理については、呉市建築指導課 0823-25-3515
- ・利活用については、呉市住宅政策課 0823-25-3394

### 空き家に関する無料相談

空き家に関するお悩み（売却・賃貸・管理・リフォームなど）を気軽に電話でご相談できます。

#### 【住まいのコンシェルジュ相談窓口（ひろしま空き家の窓口）】

公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会 082-243-9530  
（受付）月曜日～金曜日（祝日を除く。） 10:00～12:00/13:00～16:00  
※個別相談会 月1回開催 相談時間1人/30分（要事前予約）

#### 【不動産無料相談会/空き家についての無料相談会】

公益社団法人 全日本不動産協会広島県本部 082-241-7696  
（受付）月曜日～金曜日（祝日を除く。） 9:00～17:00

### その他の無料相談

相続・許認可の手続、不動産に関する相談、土地の境界・不動産に関する相談、法律相談、民事・登記法律相談を無料で行っていきます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

【呉市市民相談室 0823-25-3222】

### 空き家管理代行業者の活用

自分で空き家の適切な管理ができない場合、民間等の空き家管理代行サービスを利用するのも、一つの方法です。  
標準的な業務は、通風換気、外観確認、雨漏り確認、庭木や雑草の確認、郵便物の回収転送、簡易清掃等があります。

【呉市住宅政策課 0823-25-3394】



# 空き家対策講演会

空き家問題について一緒に考えてみませんか？

日時

令和5年 **2月12日(日)**

13:30～15:30 (開場 13:00)

参加費無料  
申込み不要

会場

**呉市役所 1階 新日本造機ホール**

(呉市中央4丁目1-6) ※当日、市役所駐車場は有料ですのでご注意ください。

注意事項

- ・新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用徹底をお願いします。
- ・受付で検温を行っております。発熱等の症状がある場合は参加をお控えください。
- ・感染拡大の状況によっては急遽イベントを中止することがあります。あらかじめご了承ください。

13:30～13:35

挨拶

13:35～14:35

講演

演題

「ご存じですか。相続登記が義務化されます。」

講師

広島法務局呉支局 統括登記官 **下阪 浩二氏**

下阪 浩二 (しもさか こうじ) 氏

鳥取県出身。大阪法務局に入りその後、広島法務局管内を転勤し、山口、島根、鳥取の各地の法務局に勤務。供託、戸籍、人権などの法務局事務に従事。現在は、統括登記官として主に登記業務を担当し、法務局を利用される方のため、日々職務に当たっている。不動産の相続登記の義務化とともに、自筆証書遺言書保管制度、法定相続情報証明制度などの広報活動を積極的に取り組んでいる。呉市在住。



14:35～15:00

質疑応答

15:00～15:30

呉市からのご案内

内容

「呉市空き家バンク」への  
物件登録について

説明員

呉市都市部住宅政策課

内容

危険な空き家になったら

説明員

呉市都市部建築指導課

主催 呉市

【お問い合わせ】 呉市都市部住宅政策課 TEL 0823-25-3394



## 空き家等に関する無料合同相談会

空き家のことですべて困っていませんか。この機会に是非、ご相談ください。「呉市空き家等対策連携会議」の構成員である各関係機関の専門家が無料で相談に応じます。

### 呉市空き家等対策連携会議

空き家等の適切な管理又は活用に関係のある広島法務局、広島司法書士会、広島県土地家屋調査士会、(公社)広島県宅地建物取引業協会呉支部、呉建設工業協同組合、広島県建築士会呉地区支部及び呉市(住宅政策課、建築指導課)からなる連携会議を平成28年6月に結成しました。

#### 司法書士

空き家等の権利関係  
(相続、分割協議、後見人他)



#### 土地家屋調査士

表示登記、境界確定、  
土地分筆等



#### 宅地建物取引士

空き家等の売買、  
賃貸等の不動産取引



#### 建設業者

空き家等の解体、  
改修、跡地工事等



#### 建築士

空き家の改修設計、  
診断(インスペクション)等



#### 住宅政策課

空き家バンクの登録等



#### 建築指導課

解体助成、  
空き家等対策全般



**場所** 呉市役所 本庁舎1階多目的室

**日時** 令和5年**2月16日**(木)午後2時～午後4時30分  
(一組当たりの相談時間は20分以内)

**申込期限** 令和5年**2月3日**(金)まで

**申込方法** 呉市役所建築指導課まで電話にて事前に申込み  
(申込み多数の場合は抽選)

**申込・問合せ** **0823-25-3515**

**電話番号** (受付時間:平日 午前8時30分～午後5時15分)



# 呉市空き家バンク

## 物件登録のご案内

市内にある空き家・空き地の有効活用を通して、Uターン等による定住を希望される方への情報提供を行うため、呉市では「空き家バンク事業」を実施しています。  
呉市内に住まいをお探しの方と、空き家・空き地を所有されている方との橋渡しを行い、空き家・空き地の有効活用するためのインターネットによる情報提供制度です。

成約実績  
(令和3年度)

18件

利用登録者数  
(令和4.3月現在)

約300名

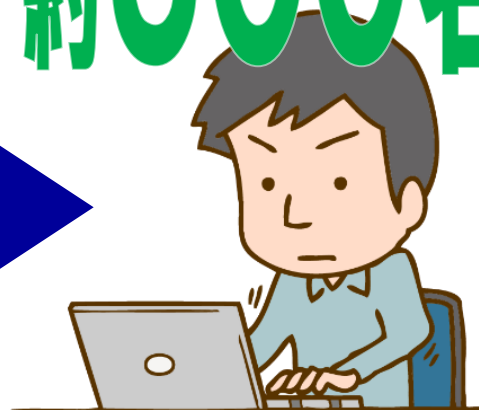
空き家(地)  
の悩み



所有者

物件登録

交渉



住まいを探している人

情報提供

利用登録  
交渉申込



呉市空き家バンク  
(呉市ホームページ)



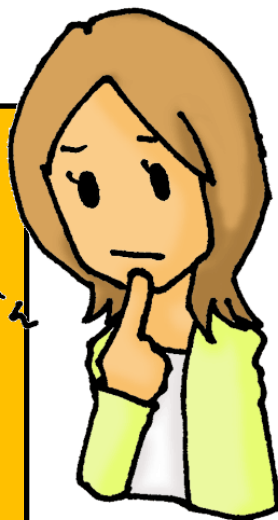
- ★登録手数料等の一切の手数料不要!
- ★登録内容随時変更可

- 当空き家バンクで提供する情報は、物件登録者の申し出に基づき記載します。
- 呉市は宅地建物取引業の免許を有しておりませんので、売買・賃貸に関する交渉・契約等について仲介行為を行うことができません。
- 当空き家バンクへのご登録・ご利用により発生した一切のトラブル等については当事者間で解決していただきますので予めご了承ください。

# 物件登録の流れ

## ① 呉市住宅政策課へご提出 いただくもの

- ・物件登録申込書(様式第1号)  
※基本的に、申込者＝所有者ですが、相続権を有する方が申し込まれる場合、戸籍謄本等のご関係を証するものを併せてご提出ください。
- ・物件登録(内容変更)カード(様式第2号)  
※間取り図がない場合は、住宅政策課が簡単なものをご用意します。
- ・本人確認書類(申込者の運転免許証等の写し)
- ・空き家(土地・建物)の  
全部事項証明書(法務局が発行)  
※未登記の場合は公課証明書(呉市資産税課が発行)
- ・呉市固定資産税納税通知書の写し
- ・地主の承諾書(敷地が借地の場合)



## ご留意ください

- 宅建業者に斡旋を依頼される物件は登録をご遠慮いただきます。
- 空き家バンクは情報提供だけを行い、交渉の仲介はいたしません。物件の内覧等は申込者又は依頼された管理人で対応していただきます。
- 空き家バンクに鑑定能力はありませんので、価格設定は申込者が行ってください。(※価格は何度でも変更可能です)
- 農地の譲渡、借地については、農業委員会への届出等、諸手続を要します。

## ② 書類確認・審査

## ③ 現地確認・写真撮影

## ④ 調査・登録準備

## ⑤ 登録完了 (ホームページ掲載)



もっとくし

くわしいお問い合わせは

## 呉市都市部 住宅政策課 企画グループ

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎6F

TEL:0823-25-3394 FAX:0823-24-6831


E-mail:zyutaku@city.kure.lg.jp

空き家バンクURL <https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/akiyabankutopepezi.html>

携帯用QRコード








**KURETO**  
呉市移住定住ポータル

- ホーム
- 呉について
- 家・暮らし
- 仕事
- 子育て
- 読み物
- イベント
- 移住定住サポート



呉とくらす  
キレイ

呉に住むなら  
みときんさい



**KURETO**  
呉市移住定住ポータル

- ホーム
- 呉について
- 家・暮らし
- 仕事
- 子育て
- 読み物
- イベント
- 移住定住サポート
- お問い合わせ



**6/21 KURETOおしゃべり会 - 呉と、話そ。**  
 オンライン テーマ：くらしと仕事  
PICK UP EVENT



### 呉市は、瀬戸内海のほぼ真ん中。

瀬戸内海に暮れる夕焼けや港町の夜景が日常にある暮らし。都市部で働きながら、仕事帰りにふらっと釣りが楽しめる暮らし。新鮮な魚も地元グルメも味わえる暮らし。

そんなふつつうだけど贅沢な暮らしが、「呉」にはあります。

KURETOを通して、呉のこと、呉の町と生きている人々、呉での暮らしに興味をもっていただけると嬉しいです。

呉について >

特徴 >


エリア >

暮らし >

仕事 >


子育て >

## 移住者インタビュー




**KURETO**  
呉市移住定住ポータル

- ホーム
- 呉について
- 家・暮らし
- 仕事
- 子育て
- 読み物
- イベント
- 移住定住サポート
- お問い合わせ




**地域おこし協力隊を終えた私が今もここに残る理由**

東京都→呉市蒲刈  
齋藤愛さん  
Iターン




**自分らしい生き方を実現するための移住**

宮崎県→呉市豊町（御手洗）  
田中直紀さん  
Iターン



**離れて見えた呉の魅力。知見をまちづくりに生かす**

神奈川県横浜市→呉市倉橋  
山田義男さん  
Uターン



**離れた見えた呉。知見をまちづくりに**

神奈川県横浜市→呉市倉橋  
山田義男さん  
Uターン

ホーム

呉について

家・暮らし

仕事

子育て

読み物

イベント

移住定住サポート

お問い合わせ

🔍

## 呉のリアルをレポート



購入した古民家で自宅出産

呉  
トライベッカ



黄金のカキ氷

御手洗  
瀬待ち館



多島美を望む、瀬戸内の古民家カフェ

御手洗  
若長



未来のパフォーマー

呉  
WORK OUT



週末はビーチゲス！倉橋が楽しみ。

シーシーズン

## KURE LIFESTYLE EVENT CALENDAR



くれと話そ。

軍港の良さ

6/21

📍 オンライン



あさまち

マルシェ  
CITY LIGHTS

7/7

📍 中央公園



マグカップ展

陶芸展  
10サンジ

6/21 - 6/22

📍 天仁庵



新呉ジンさんいらっしゃい

古民家とお茶

7/2 - 3

📍 山田邸



KURETOおしゃべり会  
-呉と、話そ。

広島県の最南端、瀬戸内海に面した呉市の移住者がゆるやかにつながるネットワーク「Kureto-呉と、暮らそ。」のメンバーとの、ゆる〜いおしゃべり会です。

くれと話そ。

>

ホーム

呉について

家・暮らし

仕事

子育て

読み物

イベント

移住定住サポート

お問い合わせ

🔍

## #呉とくらすリアル

INSTAGRAM & TIKTOK







KURETO

呉市移住定住ポータル

ホーム

呉について

家・暮らし

仕事

子育て

読み物

イベント

移住定住サポート

お問い合わせ

🔍



呉市移住定住ポータル

ホーム

呉について

家・暮らし

仕事

子育て

読み物

イベント

ホーム

呉について

家・暮らし

仕事

子育て

読み物

イベント

移住定住サポート

お問い合わせ

🔍

## 活用しよう！ 呉市の移住定住サポート

広島・呉市への移住を検討される方の不安や疑問を解消するお役立ち情報やサポートを紹介。お問い合わせやご相談もお気軽にどうぞ。

移住定住サポート



お電話での  
お問い合わせ

TEL 0823-25-3394

呉市役所都市部住宅政策課 企画グループまで

休庁日程 土曜祝/年末年始

開庁時間 8:30 - 17:15



メールでの  
お問い合わせ

MAIL [zyutaku@city.kure.lg.jp](mailto:zyutaku@city.kure.lg.jp)

お問い合わせフォーム



参加型FAQ

#教えてKURETO



呉市役所に  
訪問される場合

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

呉市役所都市部住宅政策課 企画グループまで

所在地 [googlemap](#)

休庁日程 土曜祝/年末年始

開庁時間 8:30 - 17:15



KURETO

呉市移住定住ポータル

呉市役所都市部住宅政策課

企画グループ

0823-25-3394

[zyutaku@city.kure.lg.jp](mailto:zyutaku@city.kure.lg.jp)

ホーム

呉について

特徴

エリア

ライター

家・暮らし

仕事

子育て

読み物

移住者インタビュー

市民ジャーナル

イベントレポート

イベント

予定

終了

移住イベント

移住定住サポート

サポート窓口

お問い合わせフォーム

就定住支援・助成事業

すべて

家・暮らし

仕事

子育て

サイトマップ

プライバシーポリシー

# 呉市移住希望者 住宅取得支援事業

【別紙6】

UIJターンの促進と増加する中古住宅の流通促進のため、市外からの移住希望者が一戸建ての中古住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を予算の範囲内で補助します。



市外からの移住者が  
中古一戸建て住宅を購入した場合

## 最大100万円

基本額

### 50万円

+

加算額

新婚・子育て世帯の場合

### 30万円

親世帯と近居の場合

### 10万円

住宅の所在が島しょ部の場合

### 10万円

## 対象者・補助額

- 本市に転入し、本市に定住するための中古住宅を購入する方  
※過去3年間(転入日から起算して)、呉市の住民基本台帳に記録がないこと。  
※三親等内の親族から中古住宅を購入する場合を除く。
- 基本額 上限50万円(購入費の1/2)
- 加算額 最大50万円

加算対象	内容	加算額
新婚世帯	交付申請日が、婚姻日から3年以内又は交付申請を行う同一年度中に婚姻する場合で、かつ夫婦ともに50歳未満の世帯。	30万円
子育て世帯	交付申請日において、中学生以下の子(出産予定等を含む)がいる世帯。	
親世帯と近居	親世帯と同じ小学校区内に居住すること、又は、親世帯の住宅から直線距離2キロメートル以内に居住すること。	10万円
島しょ部	音戸地区、倉橋地区、下蒲刈地区、蒲刈地区、豊浜地区、豊地区	10万円

## 対象住宅

- 本市内において、専ら人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するために所有する『一戸建ての中古住宅』。  
(併用住宅にあっては、居住部分の面積割合が2分の1以上の家屋に限ります。)

## 補助要件

- 呉市に5年以上定住すること。
- 転入日から遡って過去3年以内に呉市の住民基本台帳に記録がないこと。
- 自治会に加入すること。 ●世帯全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- 世帯全員が、暴力団員でないこと。

## 注意点・手続き上の期限等

- 中古一戸建て住宅を購入(所有権移転登記完了)する前に補助金交付申請手続きが必要です。
- この補助金は、所得税法における一時所得に該当する場合があります。
- 令和4年度予算の範囲内で実施する事業です。  
※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

本補助金の活用とセットで

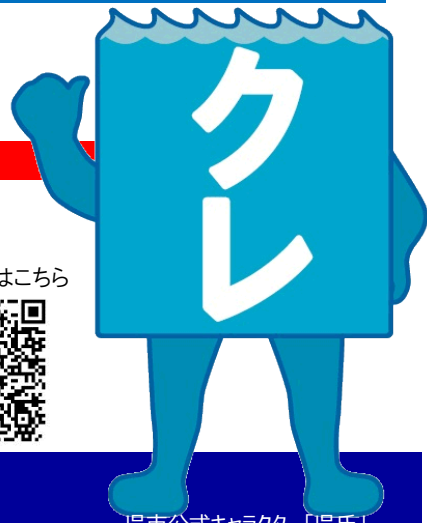
【フラット35】地域連携型も利用できます。

【フラット35】  
の借入金利から  
年▲0.25%

利用申請書式はこちら



きて  
きて



呉市公式キャラクター「呉氏」

お問い合わせ先: 呉市住宅政策課 定住サポートセンター

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎6F

(0823)25-3394 FAX(0823)24-6831



# 呉市新婚・子育て世帯 定住支援事業

【別紙7】

新婚世帯又は子育て世帯の市内定住の促進と中古住宅の流通促進のため、新婚世帯又は子育て世帯が戸建ての中古住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を予算の範囲内で補助します。

新婚・子育て世帯が中古一戸建て住宅を購入した場合 **最大40万円**

基本額  
**30万円**

+

加算額

親世帯と同居の場合

**10万円**

## 対象者・補助額

- 本市に定住するための中古住宅(三親等内の親族から購入する住宅は除く)を購入する新婚世帯又は子育て世帯
  - 定住…本市の住民基本台帳に記録され、かつ、5年以上本市に生活の本拠を有する予定のもの
  - 新婚世帯…交付申請日が、婚姻日から3年以内又は交付申請を行う同一年度中に婚姻する場合で、かつ夫婦ともに50歳未満の世帯
  - 子育て世帯…交付申請日において、中学生以下の子(出産予定等の子を含む)がいる世帯
- 基本額 上限30万円(購入費の1/2)
- 加算額 10万円

加算対象	内容	加算額
親世帯と同居	親世帯と同じ小学校区内に居住すること、又は、親世帯の住宅から直線距離2キロメートル以内に居住すること。	10万円

## 対象住宅

- 本市内において、専ら人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するために所有する『一戸建ての中古住宅』。(併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上の家屋に限ります。)

## 補助要件

- 呉市に5年以上定住すること。
- 自治会に加入すること。
- 世帯全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- 世帯全員が、暴力団員でないこと。

## 注意点・手続き上の期限等

- 中古一戸建て住宅を購入(所有権移転登記完了)する前に補助金交付申請手続きが必要です。
- この補助金は、所得税法における一時所得に該当する場合があります。
- 令和4年度予算の範囲内で実施する事業です。

※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

本補助金の活用とセットで  
**【フラット35】**地域連携型も利用できます。

【フラット35】  
の借入金利から  
**年々0.25%**

利用申請書式はこちら



お問い合わせ先: 呉市住宅政策課 定住サポートセンター  
〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎6F  
(0823)25-3394 FAX(0823)24-6831

呉市公式キャラクター「呉氏」

## 管理不全な空き家の状況

- 1 実態調査により確認した周辺へ影響を与えるおそれのある老朽空き家の除却確認  
(計画 P18 参照)
- ・老朽空き家件数 347 棟
  - ・うち除却件数 5 棟

- 2 危険建物除却促進事業による除却件数
- ・令和 4 年度実績 80 棟
  - ・H23～R3 実績累計 (11 年間) 842 棟 (年平均：76.5 棟)
  - ・R5 年度の予算措置：拡充予定

※危険建物除却促進事業  
対象：呉市内の建物（戸建て・長屋・共同住宅・併用住宅）  
住宅の不良度判定基準かつ周辺への危険度判定の両基準を満たした建物

- 3 情報提供（通報等）に基づく事前指導による改善実績
- ・事前指導対象件数 1,349 件
  - ・うち改善件数 881 件

※改善指導の対象：建築物・工作物・立木等



# 危険な空き家の除却に助成します！

## 呉市危険建物除却促進事業(令和4年度)のご案内

呉市では、危険建物の倒壊等による事故防止のため、危険建物の解体費用の一部を助成する、呉市危険建物除却促進事業を実施し、当該除却等を推進しています。

### 対象となる建物

次の条件をすべて満たし、危険建物と認定された建物

- ◆ 呉市内にある空き家
- ◆ 戸建て住宅、長屋、共同住宅、併用住宅(住宅部分が1/2以上)
- ◆ 「住宅の不良度判定基準」と「周辺への危険度判定基準」の両方を満たす住宅



### 補助対象者

次の要件で、いずれかまたは両方に該当する方

- ◆ 危険建物の所有者(法定相続人を含む)
- ◆ 危険建物がある土地の所有者(建物所有者に同意を得た方に限る)

※建設業又は不動産業を営む法人その他これらに類する法人は対象外



### 補助金額

- ◆ 対象工事に要する経費の30%以内の額  
(上限額:30万円)

### 敷地の処置

解体後、災害防止対策が必要になります。

- ◆ 敷地の高さが2mを超える場合は、崖の崩壊防止措置が必要
- ◆ 敷地外への土砂等の流出防止措置が必要

### 解体業者

次の条件をすべて満たす業者

- ◆ 呉市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する業者
- ◆ 建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可を得ている業者又は解体工事業の登録がされている業者

### 申請期限・完了期限

- ◆ 危険建物認定申請及び補助金交付申請期限  
令和4年9月30日(金) まで  
予算額に達した場合は、申請期限前に受付終了
- ◆ 事業完了期限  
令和5年2月末まで

## 呉市都市部建築指導課 空家対策グループ

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1-6 本庁舎5階

TEL 0823-25-3515 FAX 0823-24-6831 MAIL kensidou@city.kure.lg.jp



## 認定申請の流れ

危険建物認定申請



現場調査・書類審査



1週間程度

認定結果通知

認定(補助対象)となった  
場合のその後の流れ

補助金交付申請



書類審査



1週間程度

補助金交付決定通知



事業着手前届提出



除却工事着手



事業完了届提出



現場検査・書類審査



1週間程度

補助金交付額確定通知



補助金交付請求



10日程度

補助金交付

## 認定申請必要書類

- 危険建物認定申請書
- 位置図(付近見取図)
- 平面図又は外観写真
- 危険建物を除却した後における災害防止対策の概要説明書
- 委任状(第三者に委任する場合)

## 補助金交付申請必要書類

### ◆共通

- 補助金交付申請書
- 事業実施計画書
- 土地の登記事項証明書(原本)〔法務局〕
- 建物の登記事項証明書(原本)〔法務局〕
- 解体工事見積書の写し
- 解体業者の許可書の写し
- 建物除却後における災害防止対策計画書

### ◆申請者が建物所有者の法定相続人の場合

- 戸籍謄本等(登記名義人の死亡及び申請者との関係が分かるもの)
- 疑義解決確約書(その1)

### ◆所有者が複数の場合(土地, 建物共)

- 疑義解決確約書(その2)

### ◆建物が未登記の場合

- 疑義解決確約書(その3)

### ◆申請者が土地所有者で建物所有者と異なる場合

- 建物所有者同意書
- 疑義解決確約書(その4) ※建物所有者が複数名の場合

### ◆申請者が建物所有者で土地所有者と異なる場合

- 土地所有者同意書
- 疑義解決確約書(その4) ※土地所有者が複数名の場合

### ◆その他

- 委任状(第三者に委任する場合)

※補助金交付申請ができるのは、補助対象と通知された申請者に限ります。

## 注意事項

※危険建物の認定前及び補助金交付決定前に解体工事に着手された場合には、この補助金を交付することができません。



## 呉市空家等対策計画作成協議会等の今後の予定

### ■ 呉市空家等対策計画作成協議会

- これまで、「呉市空家等対策計画作成協議会」の目的については、計画策定時に委員の皆様からのご意見を伺い、計画を策定することを主なものとしていました。
- 令和3年度に、本協議会の根拠となる「空き家等に関する総合的かつ計画を実施するための基本的な指針」が改訂され、計画策定のほか、空き家に関する協議を行うことも可能となりました。（資P10）
- ➡ 令和5年度からは、定期的に本協議会を開催して、計画の進捗状況や本市の空き家に関する状況報告などを行いながら、呉市の空き家に関する協議や意見交換などを行っていきたいと考えています。

### ■ 呉市空家等対策連携会議

- これまで、「呉市空家等対策連携会議」は、空き家相談会の開催等に向けた関係団体との協力機関として機能してきました。
- ➡ 今後は、これまで以上に、空き家の所有者等からの多様な相談にも対応できるよう、相談機会の増加や定期的に会議を開催し、各専門機関の立場からの状況報告や意見交換等を行う場としての機能も持たせることを考えています。